

臨時福祉 給付金の ご案内

消費増税の引き上げの影響を踏まえ、所得の低い方々への負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者 原則として、基準日(平成27年1月1日)において本町に住民登録があり、平成27年度住民税が課税されない方が対象です。平成27年1月2日以後に本町へ転入してきた方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

ただし、次の方などは対象外です。

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護の受給者となっている場合

支給額 支給対象者一人につき6000円

申請書の送付 支給対象と思われる方へ、8月中旬に申請書等を送付します。

申請先 役場 民生課

受付期間 8月17日(月)～2月17日(水)(必着)

申請方法 申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※役場民生課窓口で直接提出することもできますが、混雑が予想されるため、なるべく郵送での申請をお願いします。(受付時間 午前9時～午後5時 ※土日・祝日・年末年始を除く)

給付金の受取方法 原則、申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

問合せ先

- ・申請方法に関すること 役場 民生課 内線165・168
- ・制度に関すること 厚生労働省 専用ダイヤル

☎0570(037)192

(午前9時～午後6時)

●「臨時福祉給付金」の振り込め詐欺“や”個人情報情報の詐取にご注意ください。

各種医療 制度について

健康の保持・増進を図るため、次の方々に医療費を支給しています。

子ども医療費(所得制限なし)

○中学校卒業までの子どもの保護者
中学校卒業までの子どもの通院・入院医療費の自己負担額を支給

障害者医療費(所得制限なし)

○身体障害者の方
1～3級
4級(腎臓機能障害)
4～6級(進行性筋萎縮症)

○知能指数50以下の方

○自閉症状態と診断されている方

母子・父子家庭医療費(所得制限あり)

○18歳以下の方を現に扶養している配偶者のない女子および配偶者のない男子

○母子家庭の母および父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の方

○父母のない18歳以下の方

精神障害者医療費(所得制限なし)

○精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障害者の方(通院の場合
は自立支援医療受給者に限る)

・1・2級手帳所持者

○精神的な病気の通院・入院医療費の自己負担額の全額を助成

- ・3級手帳所持者
精神的な病気の通院・入院医療費の自己負担額の2分の1を助成

後期高齢者福祉医療費

後期高齢者医療の対象者のうち次の方

- ・障害者、精神障害者の各医療該当者(所得制限なし)
- ・母子・父子家庭医療費該当者(所得制限あり)

- ・戦傷病者手帳所持者(所得制限あり)
- ・独り暮らし、寝たきり、認知症該当者(町民税非課税世帯)

※独り暮らしとは、親族等から経済的援助を受けていない方

- ・感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健法による命令入所該当者(所得制限なし)

問合せ先 役場 保険医療課 内線172

受給者証をお持ちの方で、次の事項に該当する方は届け出または申請が必要です

- 氏名、住所を変更された方
受給者証、印鑑
- 保険証の内容に変更があった方
受給者証、健康保険証、印鑑
- 各医療費の受給者で、
県外の医療機関で受診された方

問合せ先 役場 保険医療課 内線172

受給者証をお持ちの方で、次の事項に該当する方は届け出または申請が必要です

- 氏名、住所を変更された方
受給者証、印鑑
- 保険証の内容に変更があった方
受給者証、健康保険証、印鑑
- 各医療費の受給者で、
県外の医療機関で受診された方

領収書、受給者証、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの

●精神障害者医療費の受給者で！

2級手帳所持者の精神的な病気の治療の入院医療費および3級手帳所持者の精神的な病気の治療の通院・入院医療費の自己負担額を支払った方

領収書、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの、通院医療費の方は自立支援医療受給者証

●問合せ先 役場 保険医療課

内線172

福祉医療費受給者証の

更新をお忘れなく

次の福祉医療費受給者証は有効期限があります。まだ更新手続きをされていない方は、早急に手続きをしてください。

●母子・父子家庭医療費受給者証

毎年7月31日

●障害者医療費受給者証（一部の方を除く）

3年ごとの7月31日

●後期高齢者福祉医療費受給者証（一部の方を除く）

毎年7月31日

●問合せ先 役場 保険医療課

内線172

大治町
国民健康保険
からのお知らせ

医療費

無駄遣い度チェック

□ちよつとした病気が長引くからといって、次から次へとお医者さんを変わってしまう。

□「今度風邪をひいたときのため」と余分に薬をもらっている。

□混雑を避けて、診療時間外に受診する。

□かかりつけ医を持っていない。

□一つでもチェックが付いたら、医療費を無駄遣いしているかもしれない。

□しれません。次の点に注意し、医療費も家計も無駄をなくすようにしましょう。

●医療費節約のポイント

・日ごろから健康づくりを心掛けます。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。

・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。

・急病などのやむを得ない場合を除いて、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

・記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、15歳以上の方が記入した場合に限りです。

・ボールペンで記入してください。また、個人情報保護シールの使用も可能です。

・記入の有り無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

・記入は任意であり、義務ではありません。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。

・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。

・急病などのやむを得ない場合を除いて、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

・記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、15歳以上の方が記入した場合に限りです。

・ボールペンで記入してください。また、個人情報保護シールの使用も可能です。

・記入の有り無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

・記入は任意であり、義務ではありません。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・定期的な健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

還付金詐欺と思われる
不審な電話に注意

職員を名乗り「医療費や保険税の還付金があります」などと話し、携帯電話の番号を聞き出すとうとしたり、現金自動預払機(ATM)を操作させ振り込みを行わせようとする事件が発生しています。

還付金の手続きのために、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対ありません。

悪質な犯罪の被害に遭わないよう、くれぐれもご注意ください。

ここまでのお問合せ先

役場 保険医療課

内線170